

国立民族学博物館研究データマネジメント実施要領

令和 7 年 3 月 25 日

部長会議承認

(趣旨)

1. 本実施要領は、国立民族学博物館（以下「本館」という。）が人間文化研究機構データマネジメントポリシーに基づき、本館における研究データマネジメント実施のために必要な事項を定めるものである。

(適用範囲)

2. 本実施要領は、本館において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）に適用する。

(研究データ)

3. 本実施要項における「研究データ」とは、公開／非公開、デジタル／非デジタル、最終成果物／中間生成物の区別を問わず、研究活動を進めるうえで収集または生成する情報であって、各研究者が研究データの管理・利活用を行ううえで必要と判断した情報をいう。

(研究データの管理等)

4. 研究データを収集または生成した研究者が、各研究分野に関連する法令または人間文化研究機構および本館が定める研究倫理指針や規程等を遵守したうえで、研究データの適切な管理・保存・公開を実施する。ただし、他の研究機関等と共同で収集または生成された研究データの管理等は、それら研究機関等との取り決めによる。

(研究者の責務)

5. 研究者は、4. に掲げる範囲内において、各研究分野に関連する法令または人間文化研究機構および本館が定める研究倫理指針や規程等に従って、研究データを適切に管理・保存し、可能な限りそれを公開する。

(本館の責務)

6. 本館は、研究者が適切な研究データ管理・保存・公開を実現できるよう支援する。

附 則

この実施要領は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。